



【発行日】2017年(平成29年)5月31日
【編集発行】大阪経済大学 経営学部 経営・ビジネス法情報センター
〒533-8533 大阪市東淀川区大隅 2-2-8 TEL.(06)6328-2431 (代表)
【編集長】真島 宏明 (経営学部 准教授)

ビジネス法入門

— アルバイトと税金 —

経営学部 ビジネス法学科 専任講師
宮崎 裕士 (みやざき ゆうじ)



■ はじめに

皆さんの中には、新しく大学生活を始めるにあたって、アルバイトを始めたという方も多いと思います。アルバイトによって自分の労働の対価としてお給料をもらい、自由になるお金として、友人との交際費にあてたり、好きな衣服を買ったり、旅行に行ったりするなど、高校までとは違う生活をしている方も多いかもしれません。

一般に、個人がお金を使うことを消費といい、皆さんが生活をする上でお金(アルバイトのお給料やご両親からの仕送りなども含め)を支出する行為も全て消費とすることができます。したがって、個人で稼いだ

お金である「**個人所得**」と「**消費**」とは切っても切り離せない関係ということになります。

ところで、アルバイトをするにあたって、保護者の方から何か注意を受けたことはないでしょうか。「アルバイトばかりせず勉強もしなさい」といわれた方もいるでしょうし、もしかすると、「1年間で103万円以上働いてはダメだ」というような、具体的な金額を指定して注意を受けた方もいるのではないのでしょうか。

これは、**年間 103 万円**以上の給与所得を得ると超えた分に対して皆さん自身に所得税が課せられる上、保護者の方の扶養から外れる結果、保護者の方の手取りの収入も減少することになるからです。では、なぜ103万円までならいいのでしょうか。それは年間103万円までであれば、各種**所得控除**(所得から差し引くこと)により課税所得(税金を計算するための所得)が0となり課税対象にならないからです。もちろん、私たちは納税の義務を負っていますので税金は払うべきものですが、必要以上の納税は避けたいというのは誰もが考えることです。

今回は、このようないわゆる103万円の壁について、「アルバイトと税金」という皆さんの身近な範囲に限定して書いてみます。
(次ページに続く)

CONTENTS

P.1~3	▼ ビジネス法入門 —アルバイトと税金—	経営学部 ビジネス法学科 専任講師 宮崎裕士
P.4~7	▼ 法的文章(レジュメ、レポート、論文)の書き方(2)	机上爆睡
P.8~9	▼ 新任教員の紹介	
P.10	▼ 書評	大学院(経営学研究科)2年生 C.H、経営学部卒業生 M.K
P.11	▼ 平成29年度「経営と法の融合」講義のご案内	
P.12	▼ 編集後記	

■ お給料とは何だろう?

まず、お給料とは何かについて考えてみましょう。お給料による所得は**給与所得**といい、所得税法 28 条 1 項に規定があります。



その規定をみますと、「給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(中略)に係る所得をいう。」とあります。また、給与所得である以上、雇用者と使用者の間の契約(**雇用契約**)があることが前提となりますので、雇用契約のない仕事の対価については給料にはならず、他の所得(請負による事業所得や雑所得)に区分される可能性があります。

ここで、雇用契約のない仕事として事業所得や雑所得に区分されると、収入とそれに伴う経費を自己責任で計上して計算し、自分の所得を把握する必要があります。開業届を税務署に提出していない場合は雑所得になりますから(提出していれば事業所得です)、雇用契約のないお給料については、皆さんが知らないところで雑所得に区分されてしまい、自分で収入を得るためにかかった経費(**必要経費**といいますが)を計算しなければならない可能性がでてきます。

この必要経費としては、皆さんがアルバイト先に行くための交通費はもちろんですが、制服や靴を買わなければならないのであればその制服代や靴代なども含まれます。また、購入した証拠を残さないといけませんので、購入のたびに領収証をもらってファイリングする等、証拠を保存し整理しておく必要が生じ、ずいぶん手間がかかります。しかし、給与所得ということであれば、このような手間は必要ありませんので(その理由は後述します)、雇用契約の確認は必須といえるでしょう。

さらに、雇用契約については、労働基準法においても定めがあります。アルバイト(ドイツ語で「労働」の意)も文字通り労働ですので、自分の身を守るためにも雇用契約の確認は重要です。

■ 給与所得者の必要経費とは?

給与所得であれば必要経費の計算は自分でなくてよいといいましたが、それはつまり、雇用契約に基づき、雇い主が面倒な手間を肩代わりしてくれるからです。そして、実際の必要経費は、個人ごとにケースバイケースであり、仕事によっても異なりますが、そう

いったお給料を貰う人全員分の個別事情を把握し計算するのは、雇用主も大変ですし、それを確かめる国にとっても大変な手間がかかります。したがって、給与所得の場合は個別に計算せずに、必要経費を**一定の金額**として処理することになっています。

たとえば、大学生のキョウコさんとタカシさんは、ともに月額 10 万円をアルバイトでもらっているとしてみましょう。キョウコさんは、実家から歩いて 2 分のコンビニで働いて



おり、そこは制服等も貸与で、クリーニングもお店がやってくれます。他方で、タカシさんは知り合いの税理士事務所の職員として働いていますが、事務所までは電車で片道 30 分、制服はスーツを着用しますが、クリーニング代は出ません。



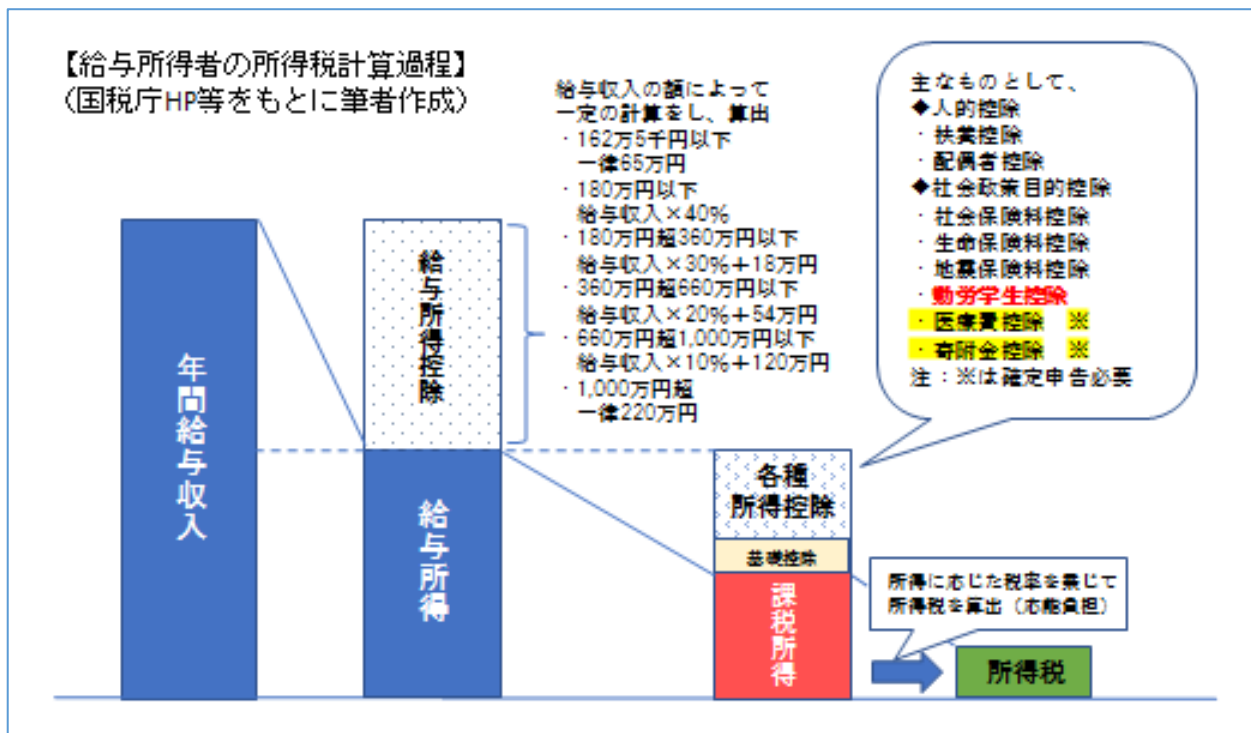
この場合、同じ 10 万円を稼ぐにしても、キョウコさんと比べてタカシさんは必要経費が多くかかるため、実際の可処分所得はタカシさんの方が少なくなるはずですよ。

しかし、これが給与所得者ということになれば、給与所得控除の額は給与所得の金額のみに依存するため、キョウコさんとタカシさんのように同じ所得を得るためにかかった必要経費が違って、年間の給与所得の額が 162 万 5 千円以下の**給与所得控除は「65 万円」**として処理されます(例外的に「特定支出控除」という制度があります)。これを、給与所得控除の概算経費控除といい、いわゆる 103 万円の壁のうちの 65 万円ということになります。

では、残りの **38 万円**分は何かというと、**基礎控除**といって、最低生活費の保障として所得がある者全てに認められている所得控除です。この所得控除については、さらに医療費控除や生命保険料控除等様々な控除がありますが、中でも皆さんに覚えて欲しいものは「**勤労学生控除**」です。この控除の対象になる要件は、簡単にいうと給与所得以外に所得がなく、かつ、学生であることですので、例えば他にもデートレードで沢山稼いでいるようなことがなければ、大学生のアルバイトについては、勤労学生控除が一般に認められます。



勤労学生控除では **27 万円**分の所得控除を受けることが可能ですので、勤労学生であれば、 $65 + 38 + 27 = 130$ 万円までの給与所得について所得税はかか



らないということになります。

しかし、親切なアルバイト先であれば勤労学生控除の案内があるかもしれませんが、通常は自分からアルバイト先に適用を受ける旨を報告しないとダメです。年1回の扶養控除申告書の提出時に適用を受ける旨を報告できればベストですが、それ以外でも年末調整前であれば受け付けてくれると思います。👉

■ 年末調整 (源泉徴収制度) とは?

さて、ここで**扶養控除申告書**と**年末調整**という新しい単語が出てきました。これらは何かというと、まず、扶養控除申告書とは、年末調整を受ける者の家族構成や、加入している保険等を記入し、その証明書を添付することで、使用者の扶養家族と、受けられる所得控除を職場で判定するものです。

また、年末調整とは、職場において年1回、文字通り年末(実際の納付は年明けになります)に、提出された扶養控除申告書を基礎として年間の所得税額の確定をし、月々お給料から天引きしていた所得税(源泉所得税)と比較して、多ければ給与所得者に返し、少なければ追加で徴収することをいいます。通常、給与所得者は、この年末調整によって、確定申告をしなくても職場を通じて1年間の所得税の納税が完結します。

しかし、年末調整では行われぬ所得控除(医療費控除等)を行う人、給与を2箇所以上からもらっている人、他に所得がある人は、その年度の3月15日

までに自分で**確定申告**をしなければなりませんので注意が必要です。確定申告をする際は、年末調整時にもらった源泉徴収票と、その他の所得や控除等の証明書を基礎に所得税の計算を行いますので、証明書等はなくさないようにしてください。再発行は時間がかかりますよ。

■ おわりに

以上、簡単ですが、アルバイト(給与所得者)と税金についてまとめてみました。自分でお金を稼ぐことによって、社会の様々なことが分かるようになりますが、稼ぎすぎると前述の「103万円(勤労学生控除を使うと130万円)の壁」の問題が出てきます。これを超えると、最初に述べたように皆さんは扶養から外れますので、結果的に保護者の方の扶養控除が取り消され、納める所得税や住民税が増えるだけでなく、会社からの扶養手当もなくなります。

そして場合によっては、保護者の方の扶養控除がその年内においてさかのぼって取り消され、追加である程度まとまった金額を一度に徴収されることがありますから、アルバイトはくれぐれも計画的に行ってください。それから、**学生の本分**はあくまでも**勉強**であることも忘れずに。



法的文章（レジュメ、レポート、論文）の書き方（2）

帆上爆睡

■ 前回のあらすじ

では、前回の続きを書くことにしましょう。前回から数えて、半年以上の時間が経過しているから忘れている方もおられると思います。そこで前回のあらすじをすこしだけ述べたいと思います。

▶ 前回〈法的文章の書き方(1)〉のあらすじ

大きく分けて三つの部分を説明しました。

- 1 まず、論敵を見つけることだよと説明したよね。覚えているかな。はじめて法的文章を書く人はこれがおすすめだよ。論文の構成がしっかりとするね。そして、学生の間には法的文章のスタイルをしっかりと身につけることだよ。
- 2 本格的に論争を開始する（つまり、論文を作成する）前の心構えを説明しました。これも大切です。
- 3 つぎに論争の領域を限定する（テーマの設定をする）方法を説明しました。ここを漫然と過ごすと法的文章に迫力がなくなり、文章完成意欲が湧き上がらない。あくまでの自分の関心ごとを中心に論争領域を限定するということでした。

時間に余裕のない人は先生にお願いするしかない。つまり、カウンセラーになってもらう。諸君の関心ある社会問題を先生に話し、聞いてもらう。その後、先生にいろいろな法分野から諸君に適した分野を選択してもらい、論争領域を設定してもらうしかない¹。

最後の方法は偉大なる神仏に帰依し天啓や救済が下るのを待つしかない。しかし、これはあまたのリスクがともなうのが常である²。

¹ 教員から一言。決して甘えるのじゃないよ。先生の時間の都合などを確認して、手際よく説明をする。要するに真摯であれということである。

² なぜならば、天啓や救済は必ず下るのであるが、神仏と我われでは時間の観念が異なる。彼らが悠久の時の流れの中で即対自（an und für sich）的に存在しているため、往々にして時間的ズレが生じるのである。つまり、我われがこの世に生存している間に天啓あるいは救済が届かない可能性が大いにある。

レポートなどは、出題者によりテーマがすでに設定されている。ここでの大切なことは、いかにかかるテーマに執念・愛着・愛情(?)を持つかということである。環境さえ整えれば何とかなるものである。何とかなったら、ただちに関連情報を収集する。そして片っ端からそれを読破し、そこから得た知識を友人に話すことだね。「すごいね!!」と彼女あるいは彼が言ってくれれば、その時点で諸君はそのテーマにハマってしまっているのだ。では次のステージの話をしよう。

■ テーマが決まればその次は

次のステージはテーマに関連した関係資料を収集することである。関係資料の集め方には重要なスキルがある。このスキルは別のところで伝授する



すとして、本稿では新聞、週刊誌、テキスト、専門論文集、判決文などを読んで収集した関係資料をどのように扱うかという方法を伝授しよう³。

まず、収集した資料を短時間で集中的に読むのです。わからない箇所は飛ばしてしまってもこの段階では許される。これが秘中の秘である。諸君の頭脳に情報を可能なかぎりプット・インするのです。法学的情報だから消化不良を生じる可能性がある。アレルギー反応を起こす者もいるだろう。でも心配しなくてもよい。情報には致死量というものがないから決して死ぬことはない。がむしゃらに次から次へと読み進みたまえ。ここはひとつ自分の頭脳を信じなさい。個人差はあるのだが、しばらくすれば頭脳の中で何らかの化学反応が生じる。その反応を大切に、できればそれにそっと愛情を込めて文章にする。

³ ここで伝授する資料の方法は唯一の方法ではないことを覚えておいてほしい。いろいろある方法の中の一例である。

さらにもっとよい方法がある。テープレコーダー、最近では iPhone に録音機能がついているからその機能を利用すればよい。プット・インした情報を一気に吐き出せばよい。アウト・プットである。この場合、文章化のためのおしゃべりは多に諸君の知識を整理してくれるはずである。おしゃべり相手、お茶のみ友達(?)がいない時は一人の世界だからさみしいかもしれない。その寂しさに耐えられない諸君のためによりことをそっと教えてあげよう。すこし妖しい世界なのだが、鏡の前で自分とおしゃべりする(変態か?)。それを録音し、それを掘り起こして文章化すればよいのである。



そうだ、決して忘れてはいけないことがある。それはパソコンに打ち込み文章化するのだ。それがパソコンではなくて原稿用紙なら気分はいよいよ小説家の世界である。レポート用紙を使う人がいるがそれは止めた方がよいと思う。字数がわからない。そして、ワードで文章化できればその文章を推敲すればよい。要するにわかりやすかつ正しい日本語に直すのである。この段階で一つ困ったことがある。それは諸君が正しい日本語を知らないといった場合である。所謂、コンビニ用語だとか友達間で使う省略形の日本語、さらには JK 語なるものがしっかり身につけてしまった場合である。これではわかりやすかつ正しい日本語に書き改めることは絶望的である。なんとか脱却してほしい。その為にはぜひ読書を勧める。とりわけ新聞がお勧めです。政治、経済、社会問題を根拠に学習できるから。ここですこし脱線して突然、**わかりやすい日本語を書くための綴り方教室!**(絶叫的に記述した気分)

わかりやすい日本語を書くためには次の二点に気を使わなければならない。

1. 書きたい内容がはっきりしていること。
2. 書くためのテクニックを持っていることである。

1. についてはここでは指導しない。2. のテクニックの部分だけに絞り説明しよう。

Lesson 1 主語と述語(動詞)は必ず一対にしてセンテンス(文)を構成する。主語が複数あるときは接続詞をうまく活用すること。つまり、複数ある主語を一つの主語群とし、これに述語(動詞)をあてがい一つのセンテンスを創りあげる。

Lesson 2 修飾語と被修飾語の配置にも気を使う。たとえば、川端康成氏の「美しい日本の私」というテーマの有名な文⁴があります。このテーマの「美しい」という修飾語(形容詞は通常、名詞を修飾<説明>する役割を担っています。)はどの語(名詞)を説明・飾っているのだろうか。「日本」なのか「私」なのか。考えてごらん。本当のところは作者である川端康成氏に聞かなければなりません、文法上の原則論からすれば「美しい」は「日本」を修飾していることになる。つまり、できるだけ修飾語は修飾したい被修飾語に繋ぐのが良いということです。推敲しない文章は往々にしてこの接続ルールを無視しているね。

小説家などは意図的にかかるルールを無視して、読者の意識を掴むのだけれど(小説家の特権か)社会科学者(法律家)は絶対にしてはいけない。文章が正確に伝わらない。ファジーな文章は許されないのだよ。「この点、ヨ・ロ・シ・ク ! (矢沢永吉 風)」。



Lesson 3 一つのセンテンスは最高 40~60 文字で構成するのがよいね。長い文も悪くないが、文意が見えなくなってくる。個人的な感想なのだけれど、裁判所の判決文は悪文だと思うよ(なかなか理解できなくても、あまり気にすることはないよ)。一つのセンテンスが長すぎる。やはり短文で判決は書くべきだね。ひとつのセンテンスにはあまり多くの情報を入れないように⁵。それを無視してたくさん情報を入れると長文になる。間違いないと思います。また、文意を変えずに、長文を短文に書き換えるという練習もいいかもしれない。

⁴ この文は彼がノーベル文学賞を受賞するに際して発表した文です。

⁵ そうそう、アインシュタインも言っているだろう。「単純は美しい(E=mc²)」と(ほんとうかな。複雑なゴシック調も結構美しいのだけどという声も聞こえそうだ!)

本論に戻ろう。このようにセンテンスをいくつも紡ぎ出し、それを連結してパラグラフ(段落)を構成し、いたいことを正しく並べ筆者の思いを伝えればよい。

Lesson 4 パラグラフの作り方を説明しよう。パラグラフのファースト・センテンス(一番初めの文章)が勝負になる文章だよ。ファースト・センテンスで、諸君が一番言いたいことを書けばいいのだよ。後に続く文章はファースト・センテンスがいかにか正しい内容の文章かを証明するためのものなのだよ⁶。これで完璧だよ。



今回はあくまでも論理的な文を目指しての説明でした。我われが目指しているのは文芸作品ではありません。したがって、情緒の世界に入る必要は全くないのです。論理的な世界でなければなりません。この場合、「乾いた文」がもっともお似合いです。感情を抑えて抑えて書けばよいのです。初期の「スタートレック宇宙大作戦」に登場するスポック副官のようなひとをイメージすればよいのです⁷。そして疲れればジャズやボサノバを聞きながら珈琲を飲むといい。きっと、「乾いた心」を癒してくれるよ。

■ 法的文章のフレーム

ここでは簡単な文書を素材にして法的文書のフレームを分析してみよう。ただし、手ごろな長さの法的文書が新聞から探し出せなかったので分野の異なる文書で軽くお話ししようと思う。あくまでもグローバル・ス



⁶ 高校の時の数学の証明と同じだよ。よく「君は数学が苦手だよだね。大学は文科系の学部が向いているよ」という進路指導を聞くことがある。その先生は、実はなにも分かっていないのだよ。文科系であろうと論証形態は同じなのだよ(実は「数学」が基本なのだよ。)。かかる形態が分からなければ理科系の学部よりつらい思いをするよ。

⁷ たぶん知らないだろうな(年齢の差を感じる)。関係ないけど、「宇宙」つながりで話を脱線させると、『コスモス』(書物。TVでも映像化されている。)の著者(出演者/解説者)であるカール・セーガン(物理学者)にわたくしは憧れたのでした。だから、講義はなにも持たずに「法の物語」を語りつづけるという強い衝動が現在もわたくしを支配しているのですね。

タンダード(国際標準規格)だよ。素材になる文書の出典は以下の通りです。日経新聞 2017年1月27日(金曜日)朝刊 英ファイナンシャル・タイムズ特約(26日の社説) より「トランプ氏の親イスラエル政策 中東で抑止力失う恐れ」

- 1 米国の過去3代の大統領は、イスラエルとパレスチナ間の紛争を2国家共存という形で解決しようと努力した。
- 2 しかし、トランプ大統領はそうした野心は見せず、失地回復主義を掲げるイスラエル連立与党に明白な支持を示している。同氏はまた、エルサレムを首都とするイスラエルの主張を認め、テルアビブの米大使館をエルサレムに移すことを考えている。これは中東地域を刺激し、イスラエルと近隣アラブ諸国との関係改善を不可能にしてしまうだろう。
- 3 トランプ氏の姿勢は正直である。とはいえ、同氏の親イスラエル政策の結果、地域での米国の抑止力が後退すれば、イスラエル、パレスチナ双方に抑止力が後退すれば、イスラエル、パレスチナ双方に危険をもたらそう。イスラエルのネタニヤフ首相はトランプ氏の大統領就任を、ヨルダン川西岸の入植地拡大への青信号と歓迎し、住宅建設を加速している。
- 4 かつての2国家共存の解決策は夢想と見なされるようになっていく。イスラエルと米国の強硬派ユダヤ民族運動のシオニストはこれに歓喜するかもしれないが、究極には彼らへの逆風になる。ユダヤ教徒からなり、かつ民主主義と両立させるというイスラエル建国の理念が、パレスチナ自治区全域をもイスラエルに取り込むべきだとする「大イスラエル主義」とは相いれなくなりうる。
- 5 昨年、イスラエルとイスラエルの占領地域に住むパレスチナ人はユダヤ人の人口と拮抗するようになった。「もしこの地域の何百万人ものパレスチナ人が選挙で投票できないとすれば、それはアパルトヘイト(人種隔離)国家だ」との警告もある。そうした状況になれば、米国でさえ、イスラエルと特別な関係を維持することをためらうであろう。
- 6 ネタニヤフ首相は米大統領という同士を得て興奮しているかもしれない。一方で、米国による抑制がないなかでの行動には長期的な危険が伴うことも認識すべきだ。イスラエルと良好な関係を持ちたいと願うトランプ氏の誠意を疑う理由はない。しかし、トランプ氏の不介入の姿勢と、ネタニヤフ氏の領土拡大主義という組み合わせは、中東諸国が歩む危険な結末への道を加速させるおそれがある(26日付、社説)。

(注) 段落ごとに付いている数字はわたくしが付したものです。原文の社説にはありません。そして赤色で書いた部分はわたくしが赤色に直しました。かかる点に注意してください。

ここで述べることは最小限にとどめておきます。



1 段落のファースト・センテンスは筆者の言いたいことを簡潔明瞭に記すことです。しがって、各段落のファースト・センテンスだけを読めばこの社説を全部読まなくても自ずからなにが書かれているのか、なにが言いたいのがおおよそ理解できる仕組みになっているということです。ただし、だれでもすぐにできるというわけではありません。当然予備知識は必要です。でも、この知識を一旦、しっかりため込んでおけば、後は楽です。

2 第二段落を見てみましょう。ファースト・センテンスは「**トランプ大統領はそうした野心は見**

せず、失地回復主義を掲げるイスラエル連立与党に明白な支持を示している。」ですね。その結論にいたる事実を挙げているのです。

- ① 同氏はまた、エルサレムを首都とするイスラエルの主張を認めている。
- ② テルアビブの米大使館をエルサレムに移すことを考えている。
- ③ これは中東地域を刺激する。
- ④ イスラエルと近隣アラブ諸国との関係改善を不可能にしてしまうだろう。

このような構成によってファースト・センテンスの正当性を示しているのである。

3 後は、各段落のファースト・センテンスの並べ方ですね。これは筆者の思いによってならべればよいのです。たとえば、時系列に並べるとかね。段落の積み重ねが最終的な主張として展開されるのだね。

(次号に続く)



新任教員の紹介

平成 29 年 4 月 (又は平成 28 年 10 月) に新たに経営学部の教員に着任された先生方をご紹介します。

【氏名】

芳賀 麻誉美 (はが まよみ) <経営学科・准教授>

【研究テーマ】

マーケティング・リサーチ手法の特性研究と開発、他者予測と市場予測 他

【自己紹介】

こんにちは。4月に経営学部に着任した芳賀麻誉美です。「マーケティング・リサーチ I / II」「ビジネス特殊講義 (ビジネス統計学 I / II)」などを担当いたします。

現在の専門はマーケティングとデータサイエンスなのですが、元々の専門は食品化学で、食品メーカーの研究所で製品開発を担当し、「おいしさ」や「製品の魅力」の研究を進めるうちにデータの収集 (調査法) や分析 (統計学) の方に目覚めてしまい専門を変えたという少し変わった経歴を持っています。調査会社での顧問経験やメーカーとの共同研究、製品開発のコンサルティングなどを行ってきた経験もあり、実務の世界で知識や技術を活用することが如何に難しいかも実感しています。学生時代には多少苦しいと思っても、社会に出てから「あの講義は大変だったけど、役立った」と言ってもらえるような講義をやっていきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。



【氏名】

宮崎 裕士 (みやざき ゆうじ) <ビジネス法学科・専任講師>

【研究テーマ】

税法・所得計算構造

【自己紹介】

昨年の 10 月に本学に着任しました。着任以来、主に大学院でお世話になり、学部の皆さんにはあまり馴染みがなかったと思いますので、これからどうぞよろしく願いいたします。

私の研究テーマは、簡単にいうと、税法、および税務に関する複雑な法律や計算をどのように理解し、分かりやすく単純化していくかということになります。

私の出身は熊本ですが、学部時代は東京で過ごしました。今となっては毎日が楽しくあっという間に過ぎ去った感があります。その中で一番大事なものは何だったかと考えますと、よい友人に出会えたことだと思います。残念ながら就職活動で今は散り散りになってしまいましたが、学部時代によく学び、よく遊べたのはやはりよい友人に出会えたからだと思います。

学部卒業後は、地元に戻ることにになり、しばらく漫然と生活していましたが、30 歳を前に一念発起し、大学院に進学しました。そこでもまたよい出会いがあり、結果的に博士課程まで修了して研究を職にすることになりました。これからも一期一会を大切に、皆さんと関わっていければと思っています。



教員 新メンバー

【氏名】

國友 順市 (くにとも じゅんいち) <ビジネス法学科・教授>

【研究テーマ】

かつては、会社の法人格をテーマとしていましたが、今は、「会社の組織と法」という広い観点から会社法を見ていこうと思っています。

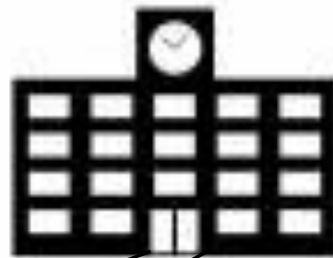
ゼミでは、企業の不祥事はなぜあとを絶たないのか、その原因は会社の法構造にあるのか、実際の事件（判決）を参考としながら、学生諸君と一緒に調べています。

【自己紹介】

新任教員の紹介ページですが、私は 30 年間経済学部 に所属し、この 4 月から経営学部ビジネス法学科へ移籍してきましたので、本学では古くても経営学部では「新任」教員となります。

出身は、福岡市（「博多」と言うほうが好き）です。海も山も近く、食べ物も、君たちもよく知っている「豚骨ラーメン」や「辛子めんたい」等美味しいものが沢山あります。

博多っ子ですから（?）、口は悪いかもしれませんが、そのあとは「カラッとして」決して根には持ちませんから、少々怒鳴られても気にしないでください。どうぞ、よろしく。



副島隆彦 『トランプ大統領とアメリカの真実』



大学院(経営学研究科) 2年生 C.H

【あらすじ】

2017年1月20日、第45代アメリカ大統領にドナルド・トランプが就任した。本書の著者である副島隆彦氏は、昨年3月辺りからアメリカ大統領はトランプで決まらざるかと予測していた。日本も含め、多くの世界中のマスメディアは、『ヒラリーが勝つ』と予測していた。しかし実際11月のアメリカ大統領選挙では、トランプ氏が勝利した。2016年5月に『トランプで決まり!』と確信を持ち、7月にこの本を出版し、大胆予想は見事的中した。著者は9年前にも『ヒラリーが負け、オバマが勝つ!』と1番最初に予想し、見事的中をさせている。

本書ではトランプとは何者か?や、アメリカの政治と経済、宗教、思想、政治とロックフェラー家についても分析し、独自の見解を展開している。

第1章では、トランプが大統領に決まりと判断した分析の裏について書かれている。世界皇帝と直臣の存在が大きく影響した。彼らが誰を大統領に押すかで事実上決まるアメリカ経済と政治の裏社会の真実を教えてくれる。マスメディアでは到底知りえない情報が満載である。

第3章では、ドナルド・トランプとはどのように不動産で成功し、のし上がっていったのか?を詳細に記述している。経営者として、「賃金は下げても雇用は守る。」を実践してきた。トランプがトヨタや海外企業がメキシコで工場を作ることに強く反対している理由を、本書を読むことで理解出来る。成功ばかりではない、破産も2度経験し借金王というあだ名さえある。苦労人で自分の価値観に正直な人間味溢れるトランプである。

【この本の魅力】

マスメディアでは報道できないアメリカの裏社会、政治、経済の闇の部分についても、本書では言及している。ヒラリーメールの真実、日米関係と日本の1000兆円にもものぼる赤字の真相、隠れユダヤとアメリカ大統領との関係と癒着、ネオコン主義が第3次世界大戦を目論んでいる事など、詳細な研究、調査から大胆に分析している。本書を読むことで国際政治に関心を持つことができ、日本や世界がどういった方向へ進もうとしているのが見えてくる。

ドナルド・トランプは、全くの政治経験がない。その彼が世界で最も影響力を与えるアメリカ大統領に就任した。彼の思想、人生を見ることで、今後どういった政治手腕を行うか?を読み取る1冊だと思う。より多くの方に読んでいただきたい1冊である。

湊かなえ 『少女』



経営学部 卒業生(2017年3月卒) M.K

【あらすじ】

「少女」は2人の女子高生、敦子と由紀の各々が過ごす夏休みが絶妙に交差し、物語が進んでいく。敦子がかつてのいじめの経験から周りの目を気にし、皆からハブられないように同調することに必死な女の子。由紀は認知症の祖母にぶたれ、左手に傷を負った時から感情を表に出さなくなった女の子。それぞれのトラウマから、2人の間には溝が出来ていた。そんな時、転校生の紫織が彼女らに「死体をみたことがある」と自慢げに話す。2人は紫織の自分に酔いしれている姿をみて、「死を知りたい」と思うようになる。夏休みが始まり、敦子は老人ホーム、由紀は子ども絵本読み聞かせボランティアに参加することで、死に触れようと試みる。そうして彼女らの夏休み中に起こる出来事は、別々で起きているようで、実は互いに何かしらの繋がりがある人物が出てくるなど、貼られた付箋が次々と回収されていく。(例えば由紀の祖母は、老人ホームでお饅頭を喉に詰めるが、敦子に助けられる。)最終的に彼女らの間にあった溝は埋まり、仲のいい2人に戻る、という話だ。

【感想】

この本を読み終わった時モヤモヤした気持ちになるか、スッキリした気持ちになるか、分かれるところだと思う。私は後者の方であった。

この物語は「遺書<前>」で誰かの遺書の前半部分が書かれており、物語の終わりに「遺書<後>」で遺書の後半部分が書かれている。「遺書<前>」では誰の遺書なのかも分からないため、読んでいても「気持ち悪いなあ」と感じる。しかし「遺書<後>」で漸く、誰の遺書なのか判明する。転校生の紫織である。この点において、①最初から最後まで気味の悪い雰囲気、物語の締めには遺書が判明しモヤモヤとした気分になる人と、②実は物語中に起こる事件の元凶であった紫織がある意味裁かれたことにスッキリする人に分かれるだろう。

敦子と由紀の間の女子特有の溝がどのように埋まり、紫織が遺書を書くまでに至った事件は何なのかは、是非一読頂いて判明させてもらえればと思う。独特の雰囲気があり、人によっては読みにくい構成であるようだが、面白い1冊だったのでお勧めしたい。

平成29年度「経営と法の融合」講義のご案内

■経営学部は「経営と法の融合教育」を教学理念として、学生の人間的成長と真の職業能力の育成に努めており、「経営と法の融合」講義を開講しています。本学部教員がオムニバス形式で講義を担当します。

■この講義は、本学部生はもとより、入学をご希望されている高校生、在校生の保護者、社会人、地域の皆様など学外の方も受講することができます。ご興味・ご関心のあるテーマがございましたら是非、ご臨席くださいますようお願いいたします。

■なお、ご参加希望の学外の方は、お手数ですが事前に下記担当に受講希望のお申し込みをお願いします。

【お問い合わせ・申し込み先】大阪経済大学:06-6328-2431(代)

〔春学期担当〕経営学部副学部長 伊藤正之(いとう まさゆき) masa@osaka-ue.ac.jp

〔秋学期担当〕 学部長補佐 四條北斗(よじょう ほくと) hokuto-y@osaka-ue.ac.jp

【曜日時限】金曜日 2 限目(10:45～12:15)【教室】大隅キャンパス C 館 31 教室

春学期	月 日	担当者	所属学科	テーマ
1 回	2017 年 4 月 7 日	伊藤正之	経営	(金融における)信用と情報
2 回	4 月 14 日	池島真策	ビジネス法	会社とは何か～会社法の側面と共に考える～
3 回	4 月 21 日	三浦徹志	経営	企業価値向上のための管理会計手法～成長戦略と研究開発投資の予算コントロール等～
4 回	4 月 28 日	四條北斗	ビジネス法	経済犯罪の原因と対策
5 回	5 月 12 日	太田一樹	経営	売れる仕組み作り:マーケティング・マネジメント
6 回	5 月 19 日	遠原智文	経営	グローバル化時代における日本中小製造企業
7 回	5 月 26 日	尾身祐介	経営	M&Aの意義と関連法制
8 回	6 月 2 日	増村紀子	経営	会計利益の品質
9 回	6 月 9 日	小川悦史	経営	採用活動における現代的潮流
10 回	6 月 16 日	高原龍二	経営	コンプライアンスにアンケートは役立つか?
11 回	6 月 23 日	藤嶋 肇	ビジネス法	役員の義務と責任
12 回	6 月 30 日	張又心バーバラ	経営	国際経営とリスクマネジメント
13 回	7 月 7 日	芳賀麻誉美	経営	課題解決のためのマーケティングリサーチと統計学の利用
14 回	7 月 14 日	杉本俊介	経営	ビジネス倫理とは何か
15 回	7 月 21 日	田中健吾	経営	職場組織の変容と産業保健心理学

【曜日時限】金曜日 2 限目(10:45～12:15)【教室】大隅キャンパス C 館 31 教室

秋学期	月 日	担当者	所属学科	テーマ
1 回	9 月 22 日	林田 修	経営	法と経済学の基礎:「コースの定理」って何
2 回	9 月 29 日	江島由裕	経営	中小企業の潜在力:たかが中小企業、されど中小企業
3 回	10 月 6 日	田畑嘉洋	ビジネス法	契約とは何か — 意思に基づく関係構築について —
4 回	10 月 13 日	眞島宏明	ビジネス法	ビジネス法としての知的財産法
5 回	10 月 20 日	井形浩治	ビジネス法	経営学と法学の分岐と一致
6 回	10 月 27 日	本間利通	経営	組織行動論とコストベネフィット
7 回	11 月 10 日	三島重顕	経営	部下を注意・指導する際に留意すべきこと
8 回	11 月 17 日	古賀敬作	ビジネス法	租税法の複眼思考 — 民商法との関係の基礎理解 —
9 回	12 月 1 日	本田良巳	経営	我が国における国際会計基準の導入に向けて
10 回	12 月 8 日	堀竹 学	ビジネス法	危険負担制度の経済分析
11 回	12 月 15 日	後藤一郎	経営	優越的地位の濫用
12 回	12 月 22 日	橋谷聡一	ビジネス法	不動産投資ビジネスと法
13 回	2018 年 1 月 5 日	足代訓史	経営	「儲ける仕組み」の正当性:ビジネスモデルと法・規範
14 回	1 月 12 日	藤澤宏樹	ビジネス法	働く人と社会保障
15 回	1 月 19 日	大森孝造	経営	資産運用ビジネスと金融経済理論

編集後記

■今回、初めてビジネス法学科ジャーナルの編集をさせていただきました。そのため、慣れない編集作業にとっても苦労しましたが、無事完成させることができました。また、先生方の原稿を読む中で、身近な法律について知ることができ、法律についてさらに関心が沸きました。次号は「編集員によるインタビューシリーズ」も予定していますので、お楽しみに。

最後に、本ジャーナルが定期的に発行されているのは知っていたのですが、学生が関わっているとは知らず、このような貴重な機会を与えてくださり、ありがとうございました。また、一緒に編集に関わってくれたお二人と、本誌を手にとり下さった方に感謝します。

(経営学部 3回生 M.Y)

■交際費や食費、生活費などお金の使い道は人それぞれですが、大学生ならほとんどの人がアルバイトをしているはず。私も税金が掛からない103万円ギリギリまで働いています。やりたいことをやるためにはお金が必要なわけで、両親からはよく「アルバイトばかりせず勉強もしなさい」と、宮崎先生が書かれている通りのことを言われています。人間やはり欲が出るとダメですね(苦笑)。アルバイトばかりを頑張りより多くのお金を貰うと勉強面が疎かになってしまいますトホホ…。両親に怒られるのも無理がないですね。アルバイトは程々に、欲が出ても働き過ぎず、多少のガマンも必要だと感じています。

(経営学部 3回生 S.N)

■学内で作っている雑誌の編集をしてみないかと声をかけられたのが、ビジネス法学科ジャーナルの編集員でした。雑誌編集は初めてのことでしたが、何事も経験だと思い参加を決めました。紙面を作っていて驚いたのは、記事の内容が分かりやすいということでした。ビジネス法学科ジャーナルという名前から、難しい法律を取り扱うのかと思っていましたが、私たちの身近な法知識について書かれており、大変勉強になりました。法律に苦手意識を持っている学生の方にも、ぜひ読んでいただきたいです。

(経営学部 3回生 C.N)



ビジネス法学科ジャーナルでは、経営学部教員の方からの掲載原稿を募集しています。テーマ・内容等について眞島宏明編集長にご相談ください (majima@osaka-ue.ac.jp)。

